

(仮称)尼崎市パートナーシップ宣誓制度について<概要案>

1 経緯

本市においては「まちづくり基本計画」を策定し、平成30年からは「後期まちづくり基本計画」がスタートしました。この計画では、「互いの人権を尊重し、ともに生きるまち」を施策の展開方向に掲げ、自分らしく生き、その個性と能力を十分に発揮できるまちを目指しております。また、第3次尼崎市男女共同参画計画においても、「性の多様性に配慮した人権の尊重」の方針を掲げ、性の多様性について理解を深めるための啓発や公文書における性別記載の見直しに取り組んでまいりました。

こうした中で、本市においても、性的マイノリティの方からパートナーシップ制度導入を求める声が寄せられていることや、他都市や民間企業のサービスなどの取組が広がっていることなどから、同制度を導入し、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性や互いを認め合う社会の実現に努めるとともに、自己実現に向けて生きる力や喜びが感じられ、不当な差別を受けることのない「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現を目指し、市民の理解と協力を求めてまいります。

2 制度の概要

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。法的な効力を有するものではありませんが、同制度の導入により、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するものです。

また、民間においては、携帯電話の家族割や従業員向けの福利厚生適用など、パートナーシップ証明をもって利用可能となるサービスも広がりつつあります。

3 根拠規定

(仮称) 尼崎市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

4 用語の定義

(1) 性的マイノリティ

性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者等をいう。

(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係

(3) 宣誓

パートナーシップにある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

5 申請者の要件

次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 双方が民法に定める成人であること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 申請者の相手方以外の者とのパートナーシップ関係がないこと。
※ 4用語の定義 (2)パートナーシップを参照
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。

6 提出書類

- (1) パートナーシップ宣誓書
- (2) 住民票の写し
- (3) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書のいずれか

7 本人確認(戸籍法施行規則第11条の2)

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した当該宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証等
- (5) その他前各号に準ずるものとして市長が相当と認める書類
 - ア 保険証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険等の年金証書等
 - イ 写真付きの学生証、法人の発行した身分証明書等※ 外国籍の方については、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることが確認できる書類及びその訳文

8 交付書類

「パートナーシップ宣誓書受領証」

9 通称名の使用

宣誓には通称名を使用することができる。

10 申請方法

必要書類は事前に審査を経てください。パートナーシップ宣誓書に両当事者が所定の事項をそれぞれ自署し、申請者双方が同時に来庁して申請する。なお、事前に必要書類をダイバーシティ推進課へ直接、または郵送で送付し、宣誓書受領証の交付日時を調整すること。

11 申請窓口

ダイバーシティ推進課

12 受領証の返還

次の場合、交付を受けた受領証を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消した場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 双方が本市域外へ転出した場合

13 関連する公的サービス

- (1) 市営住宅入居者の資格要件
- (2) その他、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の規定に基づき実施している行政サービスについては、今後可能な限り、パートナーシップにある者も対象とするよう検討していく。

14 関連する企業のサービス(参考)

- (1) 携帯電話の家族割サービスの適用
au、NTTドコモ、ソフトバンク
- (2) 生命保険の受取人の適用
日本生命、第一生命、オリックス生命、メットライフ生命、ライフネット生命、プルデンシャル生命、ジブラルタ生命（一部は、渋谷区の証明書交付対象者に限定）
- (3) 住宅ローン（ペアローン、担保提供、収入合算）の適用
みずほ銀行、三井住友信託銀行、住信 SBI ネット銀行、ソニー銀行、楽天銀行、沖縄銀行、琉球銀行（一部は、渋谷区の証明書交付対象者に限定）
- (4) 飛行機（JAL、ANA）の家族で共有できるマイルの適用

(5) 従業員への福利厚生の適用

- ア 日本IBM（慶弔金、結婚や介護休暇、転勤時の赴任旅費等）
- イ ソニー（慶弔金、育児や介護休暇、単身赴任の際の別居手当等）
- ウ パナソニック（慶弔休暇、育児・介護支援、単身赴任の際の別居手当等）
- エ 第一生命（結婚や出産時の休暇、同性パートナーの社宅貸与の基準）
- オ 資生堂（慶弔金、育児や介護休暇、転勤時の別居手当）
- カ 楽天（慶弔休暇、慶弔金等の福利厚生）
- キ ソフトバンク（慶弔金、結婚休暇、転勤時の別居手当）

以 上